

日本司法支援センター顧問会議運営規則

日本司法支援センター組織運営規程（平成23年規程第1号）第6条第10項の規定に基づき、日本司法支援センター顧問会議運営規則を以下のように定める。

第1条 日本司法支援センター顧問会議（以下「顧問会議」という。）は、顧問の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 顧問会議の議事は、顧問で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第2条 顧問会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、日本司法支援センター理事長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第3条 顧問会議がその審議に関係があると認めた者は、会議に出席し、審議の参考に供するため、議事に関して、説明をし、又は意見を述べることができる。

第4条 会議は、公開しない。

第5条 議事録は、座長が作成する。

2 議事録は、公開とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、顧問会議に諮って、議事録を非公開とすることができる。

3 顧問会議の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると座長が認めるものを除き、公開するものとする。

第6条 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する顧問が、その職務を代理する。

第7条 この規則に規定のない事項は、座長が決する。

附 則

この規則は、顧問会議による議決のあった日から効力を有する。